

特許出願技術動向調査分析費（事務費）

令和6年度概算要求額 **4.4億円（4.0億円）**

事業の内容

事業目的

特許等の出願動向等の調査・分析を行い報告書を取り纏めることで、特許庁における審査・審判処理に役立つ資料を作成することを目的とする。

なお、報告書は以下の資料としても活用される。

企業や大学、公的研究機関における研究開発戦略の策定、効果的な知的財産戦略の策定等に役立つ資料。

行政機関の産業政策・科学技術政策策定の際の基礎資料。

事業概要

本調査事業は、新市場の創出が期待される技術分野、国の政策として推進すべき技術分野等、今後の進展が予想される技術分野を中心に、市場動向、政策動向、特許出願動向及び研究開発動向等を総合的に調査・分析し、目指すべき研究開発・技術開発の方向性をまとめるものである。また、意匠・商標出願動向についても調査・分析することにより、企業等のデザイン戦略・ブランド戦略等の策定に有効な情報をまとめる。これらの調査結果は、特許庁においては迅速的確な審査・審判処理を効率的に実施するために役立てられている。

また、調査結果を一般に公開することで、産業界、研究機関、大学等においては、研究開発戦略策定等のための基礎資料として活用され、行政機関においては産業政策・科学技術政策策定のための基礎資料として活用されている。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

必要な分野数の報告書を取りまとめ、報告書を公表する。
令和15年度までに一次審査通知までの期間を10か月以内とする。

令和15年度において、特許の権利化までの期間を14か月以内とする。